役員選挙細則

- 1. 役員の選出は、役員以外のメンバーで構成される選挙管理委員会を設置し実施する。選挙管理委員会には選出の実施責任者である選挙管理委員長を一名置く。
- 2. 役員の選出は、会員メーリングリストにておこなう。
- 3. 選出する役員の定数は本会の活動状況を踏まえ、選挙に先立って役員会で決定する。
- 4. 選挙管理委員会は、一定期間を設けて立候補者を募る。選挙管理委員会によって期間が明示されなかった場合は14日間とする。
- 5. 会外理事の立候補には正会員の推薦を必要とする。推薦者は推薦理由を選挙管理委員会に提出する。
- 6. 立候補者が定数を超えた場合、会員による投票をおこなう。会員による投票をおこなう場合、一定の投票期間を設ける。選挙管理委員会によって期間が明示されなかった場合は7日間とする。
- 7. 立候補者が定数と同数の場合は立候補者全員を当選とする。
- 8. 立候補者が定数に満たない場合は、立候補者全員を当選とし、不足分については新たに選出された代表が必要があれば指名する。ただし指名により選出された役員については、その後最初に開催される総会において、承認をうける必要がある。
- 9. 選挙管理委員会は、投票が締切られた日より7日以内にその結果を会員メーリングリストにて公表する。
- 10. 当細則は制定日より施行される。

制定:2009年10月10日

改正:2011年5月5日

入会手続き細則

- 1. 本会への入会を希望する者は、当会ホームページより次の事項を記入の上、申込みをおこなう。
- (1) 氏名(ふりがな)
- (2) 所属(勤務先、学生の場合は学校名など)
- (3) 連絡先メールアドレス (最大3つまで)
- (4) 入会資格要件に関わる事項
- a. 正会員の場合 社会人 PhD コースへの編入進学年度、所属ゼミ
- b. 準会員の場合

- ・一般 PhD コースへの編入進学年度、所属ゼミ または
- ・一般前期コースへの編入進学年度、所属ゼミ または
- ・社会人 PhD コースへの編入学・進学予定年度 または
- ·博士号取得年月日、取得大学、取得分野
- c. 特別会員の場合

神戸大学大学院経営学研究科の教員になった年月

(5) その他連絡事項

たとえば神大 MBA 出身の人は MBA の入学年度

- 2. 入会希望者があった場合、資格認定ののち、すみやかに会員名簿への登録および会員 メーリングリストへの登録をおこなう。会員メーリングリスト上で入会者の氏名を報告す る。
- 3. 虚偽の申請により入会申込みをおこなった者は、たとえ入会が認められた後でも、その入会を取り消すことができる。
- 4. 入会後会員は、名簿に記載されている事項に変更があった場合、遅滞なく役員会に届けなくてはならない。
- 5. 会員から、名簿に記載されている事項の変更連絡があった場合、役員会は遅滞なく名簿を更新する。その際、会員区分に変更があった場合は、すみやかに本人に通知する。
- 6. 当細則は制定日より施行される。

制定:2009年10月10日

総会開催細則

- 1. 総会開催の公示は、本会の会員メーリングリストに以下の事項を掲示することによりおこなう。
- (1) 総会の開催日時(または期間)、場所
- (2) 重要な審議項目
- 2. 総会は、原則として本会の会員メーリングリストにておこなわれる。役員会の決議により、ある特定の場所に集会しておこなう集会形式の総会も可能とする。
- 3. 総会の議長は代表あるいは代表の指名する正会員とする。
- 4.総会の議決は、総会出席者のうち、議決権を持つ会員の多数決によっておこなわれる。 会員メーリングリストで総会をおこなう場合の総会出席者とは、議決期間中に賛成、反対 のいずれかの意思表示をした票の合計とする。
- 5. 会員メーリングリストで議決をおこなう場合は、議案を討議する討議期間と採決を行う議決期間を設ける。これらの期間は提出される議案の中で設定されるものとするが、期間が明示されなかった場合は、それぞれを7日間とする。ただし、提出される議案に討議

が必要ないと認められる場合には、討議期間を設けないことを可能とする。なお、これら の期間は設定後においても必要に応じて議長が変更することも可能とする。

- 6. 会員メーリングリストにおける議決の投票は、会員メーリングリストにておこなうものとする。
- 7. 会員は会員メーリングリストにより、総会議案に対する意見をあらかじめ発言する事ができる。
- 8. 総会決議事項等は、遅滞なく会員に連絡する。
- 9. 当細則は制定日より施行される。

制定:2009年10月10日

改正:2011年5月5日

メーリングリスト運用細則

- 1. 本会の運営を円滑におこなうため、以下のメーリングリストを設置する。
- (1) 会員メーリングリスト:会から会員への連絡および、会員間の連絡用
- (2) 役員会メーリングリスト:役員用メーリングリスト
- (3) その他分科会、支部等のメーリングリスト:必要に応じて設置する
- 2. 当細則は制定日より施行される。

制定:2009年10月10日

社団法人凌霜会に委託する業務細則

- 1. 社団法人凌霜会に委託する業務は次のとおりとする。
- (1) 本会の会員名簿管理業務
- (2) 本会会員の入退会手続き事務
- (3) 本会の公式ドメインの取得・更新に関わる契約代行業務と予算措置
- (4) 本会のレンタルサーバーの取得・更新に関わる契約代行業務と予算措置
- (5) 本会の会計に関わる業務

ただし、本会としての入会金・年会費の徴収をおこなわないため、当面会計業務は発生しない。会計業務を委託する事由が発生した場合に、あらためて内容について協議するものとする。

- 2. 上記にさだめる業務を委託するために、社団法人凌霜会の事務担当者を当会メーリングリストに登録する。
- 3. 本会代表より求めのあった場合、社団法人凌霜会は、本会より委託している業務の内容について役員会に報告する。

- 4. 当細則をもって、社団法人凌霜会に委託する業務の覚え書きとする。
- 5. 当細則は制定日より施行される。

制定:2009年10月17日

改正:2011年5月5日

第一回総会開催までの役員選任に関する細則

- 1. 役員の任期
- (1) 代表、副代表の任期は2年とする。
- (2) 代表、副代表以外の役員の任期は1年とする。
- 2. 役員の選任
- (1) 代表は、年度末までに、役員に対し次年度の役員継続の意思確認をする。 継続の意思表示があった役員は次年度も役員を継続する。退任の意思表示があった役 員、または継続・退任の意思表示のなかった役員は年度末で役員を退任する。
- (2) 役員会の決定により、新たな役員を選任することができる。
- 3. 代表、副代表、現役部会長、現役副部会長の選任は、役員会の互選で決める。
- 4. 当細則は制定日より施行される。

制定:2013年2月1日